
>>>

JPA事務局ニュース <No.72> 2012年10月19日

>>>

<発行> 一般社団法人 日本難病・疾病団体協議会(JPA)事務局
〒162-0822 東京都新宿区下宮比町 2-28 飯田橋ハイタウン 610号
TEL03-6280-7734 FAX03-6280-7735 jpa@ia2.itkeeper.ne.jp
JPAホームページ <http://www.nanbyo.jp/>

☆本日、事務局に届いた辻泰弘前厚生労働副大臣の国会ニュース
(2012年10月19日号)に、「新たな難治性疾患対策の在り方検討
チーム」第7回会議(9月28日、厚生労働省)での辻泰弘同チーム
座長(厚生労働副大臣・当時)の会議後の記者会見での発言概要が
掲載されています。これまでの審議の経緯や科学院での調査の内容、
10月下旬の難病対策委員会での検討内容にもふれておりますので、
あらためて全文を紹介します。

難病対策のための法制化推進を!!

難病対策は従来からその抜本的な改革の必要性が叫ばれながらも、未だ答え
が出ていない。私も10年近く厚生労働委員会に所属し、医療・福祉・就労支援
などの対策に取り組んできたが、難病対策は超党派的に光を当てていくべき大
きな課題であるにもかかわらず、「谷間」と言われるように光が当てられないま
ま今日に到っている。

そのような経緯を踏まえ、何とか光を当てたいと思い、私が昨年副大臣を拝
命して以来、健康局を中心に取り組みを進めてきた。難病対策委員会は平成13
年から出発し、今日まで11年間で23回の会合を開いているが、そのうちの11
回がこの一年間に開催。その上、難病対策委員会の下でのワーキングチームの
開催が6回あったので、実質的には半分以上がこの一年間に開かれている。そ
の結果が示すように、この一年間非常に凝縮した形で難病対策に取り組んでき
た。

そのような背景の下、難病対策は、本年2月の「社会保障・税一体改革大綱」
の中の一項目として掲げられ、法制化も視野に入れて取り組んで行くことが閣
議決定された。また、8月には、難病対策委員会の中間報告が取りまとめられ、

法制化を含む今後の大きな方向性が示された。

同時に、難病の疾患の分類、定義などに関して、厚生科学研究として国立保健医療科学院での研究が進められている。現在、特定疾患治療研究事業 56 疾患を含む、難治性疾患克服研究事業の臨床調査・研究分野 130 疾患に、平成 21 年度から開始された研究奨励分野を合わせた、延べ約 500 弱の疾患について、疾患ごとに患者数、診断基準の有無、治療法の有無・内容、重症度分類の有無、病態や予後などに関する調査を行うとともに、文献や資料を集め整理を行っている。

また、小児慢性特定疾患治療研究事業（514 疾患が対象）についても「支援の在り方に関する専門委員会」を設置し、今後の対応策について検討を進めている。さらに、概算要求においては、難病対策が法的背景を持たない予算事業であり、義務的経費でないが故にマイナスシーリングの対象になり、結果として地方の超過負担が 300 億円程度発生している中で、必要な予算を確保するため、「事項要求」と位置づけ、年末の予算編成過程での回復をはかるべく取り組んでいる。

本日の会議においては、これらの状況を確認しつつ、10 月以降審議を開始する予定である難病対策委員会にできるだけ早く、中間的な報告を提出していただくよう要請することとした。10 月下旬に予定される難病対策委員会では、その報告を踏まえて、新たな難病対策の対象疾患について検討していただきたいと考えている。それを抜きにして法制化ということはない。

本日は、今後の難病対策委員会での検討を経た後に、「法制化も視野に入れ」という閣議決定に基づき、国会における「来年の通常国会提出も視野に入れ」という答弁も踏まえ、できるだけ早く難病対策の抜本的な対応のための法制化に取り組んでいくことをあらためて確認した。

----- (J P A 事務局長 水谷幸司)